

スケートパーク管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

おおい町

1. 趣旨

スケートパーク管理運営業務委託の実施にあたり、プロポーザル方式により広く企画提案を求め、その内容及び提案者の能力を総合的に比較検討し、最も適当とされる受託者を選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

スケートパーク管理運営業務

(2) 業務内容

別紙「スケートパーク管理運営業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 業務委託期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

(4) 契約方法

優先交渉権者との随意契約

(5) 提案上限額

1,626,000円（消費税相当額を含む）

なお、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3. 公募型プロポーザルの概要

(1) 選定スケジュール

項目	期間等
公告（実施要領等）の掲示	令和7年8月5日（水）
参加申込書及び 企画提案書提出期間	令和7年8月5日（水）～ 令和7年9月4日（木）
質問受付期間	令和7年8月27日（水）
プレゼンテーション実施日（別途通知）	9月上旬予定
審査結果通知	9月上旬～中旬予定
契約締結	9月中旬予定

(2) プロポーザル参加者に要求される資格

- ①スケートボードに関する知識を有し、マナーに関する注意や指導及び技術指導ができる能力を有すること。
- ②地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④おおい町暴力団排除条例（平成 23 年おおい町条例第 24 号）第 6 条に規定する排除対象でないこと。

（3）公募の公告の方法

公募に関する公告は、おおい町役場掲示板及びおおい町ホームページに掲示する。

（4）参加申込書及び企画提案書の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書及び企画提案書を提出すること。

- ①提出期限 参加申込書 令和 7 年 8 月 20 日（水） 17 時まで
企画提案書及び見積書 令和 7 年 9 月 4 日（木） 17 時まで

※参加申込書を提出期限までに提出しない場合は、その後企画提案書と見積書を提出したとしても本プロポーザルには参加できない。また、提出物は持参、郵送を問わないが、未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず未提出として取り扱う。

- ②提出先 福井県子ども家族館
住所：〒919-2107 福井県大飯郡おおい町成海 1-1-1
TEL：0770-77-3211

③参加申し込みにおける提出書類

ア. 参加申込書（様式 1）に、次の（i）～（iii）に定める必要書類（様式自由）を添付した書面（以下「参加申込書」という。）を 1 部提出する。

- （i）会社又は個人事業主全体の概要が分かるもの（設立年月日、資本金、事業所の所在地等）
- （ii）おおい町に直近する事業所の所在を証明できる書類（登記簿、法人営業（所在地）証明書等の公的書類）
- （iii）会社又は個人事業主の業務内容がわかるもの

イ. 企画提案書

「提出書類一覧」（別記 1）に記載のとおり

提出部数は 正本 1 部（申込者名を記載し、押印したもの）

副本 5 部（正本のコピー可）

ウ. 見積書

様式は任意とする。

見積額（総額）と内訳金額を記載することとし、税抜額・消費税相当額・総額

が分かるようにすること。

(5) 質問の受付・回答

- ①受付方法 質問書（様式2）に質問内容を記載のうえ、電子メールで提出。
- ②提出先 おおい町住民窓口課 こども家族館 担当 福島
Email yfukushima@town.ohi.lg.jp
- ③提出期限 令和7年8月27日（水）正午まで
- ④回答方法 質問に対する回答は令和7年8月29日（金）17時までに電子メールで回答する。

(6) プレゼンテーション

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。提案事業者がプレゼンテーションに出席しない場合は、採点を行わないものとする。なお、提案事業者が1者の場合でも、プレゼンテーションは行うものとする。

- ①実施予定日：令和7年9月上旬予定（詳細は別途連絡）
- ②会場：おおい町役場

※実施日時の詳細は令和7年8月29日（金）17時までに提案事業者（参加申込書記載の担当者あて）へ電子メールで通知する。

4. 委託候補者の選定

(1) 審査方法

- ①選定にあたり、町職員で構成する審査委員会を設置する。
- ②審査委員会において、企画提案書の内容とプレゼンテーションを実施し決定するものとし、審査方法は選定評価基準に基づく評価点により行い、最高得点を獲得した提案者を優先交渉権者として決定する。

(2) 審査結果

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

(3) 契約の締結

審査により、優先交渉権者に選定された者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

5. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 見積書の上限額（税込）が「2.（5）提案上限額」を超えている場合

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

6. その他

- (1) 本件に参加するために必要な経費は、全額参加者の負担とする
- (2) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (3) 選定に係る資料は全て非公開とする。
- (4) 企画提案書は1参加者につき1案しか行うことができない。
- (5) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式3)を提出すること。
- (6) 企画提案書及びその他提出書類も返却しない。
- (7) 優先交渉権者は、プロポーザル実施の結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、おおい町との契約関係を生じるものではない。